

【公告】 会員権停止

東大阪市長田東二丁目三―五  
西日本不動産株式会社  
代表取締役 尼木 雄愛

右の者は、区分所有建物売買契約の媒介業務において、限度額を超える媒介報酬を受領したことにより、令和六年二月十日付で業務停止十一日間の大阪府行政処分が下されており、本会の名誉を毀損し信用を失墜した理由により、本会定款第一〇条並びに同定款施行規則第一五条第一項及び同第二項第四号の規定に基づき、令和七年二月十日から四十五日間会員権を停止する。

令和七年一月二十八日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会  
会 長 山 本 清 孝  
綱紀自主規制委員会  
委 員 長 小 松 邦 泰